

令和4年度第2回三浦半島地区保健医療福祉推進会議 資料3

令和4年度の病床整備に関する事前協議について

目次

- 1 事前協議の目的
- 2 令和4年4月1日時点の既存病床数について
- 3 地域医療構想調整会議・神奈川県保健医療計画推進会議での意見聴取結果について
- 4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件について
- 5 今後のスケジュールについて

1 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者等からの事前協議を実施する。

2 令和4年4月1日時点の既存病床数について

<療養病床及び一般病床>

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差引
	A	B	B - A
横 浜	23,993	23,620	△373
川崎北部	3,796	4,330	534
川崎南部	4,189	4,772	583
相模原	6,545	6,462	△83
横須賀・三浦	5,307	5,096	△211
湘南東部	4,064	4,413	349
湘南西部	4,635	4,628	△7
県 央	5,361	5,346	△15
県 西	2,809	3,092	283
合 計	60,699	61,759	1,060

※ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

3 地域医療構想調整会議・県保健医療計画推進会議での意見聴取結果について

- 地域医療構想調整会議において意見聴取した結果は、次のとおりであった。

二次保健医療圏	実施の要否	主な意見
① 横浜	実施する	大変厳しい労働力問題も厳然としてあることを踏まえると、今後進められる事前協議のプロセスにおいて、それぞれの段階での検討を十分慎重に行ってほしい。
② 相模原	実施する	○高度急性期から回復期、慢性期に至るまではグラデーションで、急性期と括られている中でも回復期の患者がいる。それぞれの機能の中のどのくらいの部分かその機能を果たしているのか、回復期機能の病床として使われている部分もかなりあるので、そういった議論も必要ではないか。 ○回復期の病院を一つ作るよりは、高齢化を迎えて、また、感染症に強い病床に変えたいということで、いくつかの病院は時代に合った病棟運営に変えていきたいという思いがかなりあるように感じるので、そういった病院が充実するための病床として使えるといいのではないか。
③ 横須賀・三浦	実施しない	○新型コロナウイルス感染症の影響により、病床の稼働率が大変不安定で状況判断が困難である。 ○医療従事者の人材不足による非稼働病床が176床（令和3年度病床機能報告結果（速報値））ある。 ○第8次医療計画の事業に新興感染症が位置づけられることによる病床整備の判断をしかねる。
④ 湘南西部	実施しない	既存病床数が不足となった要因は、現に稼働している病床の減ではなく、医療提供体制に変動はない。
⑤ 県央	実施しない	コロナもあり、状況が不透明な状態が続いている中では、見送りでよいのではないか。

- 県保健医療計画推進会議では、事前協議の対象とする二次保健医療圏及び申出受付期間を承認

4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件について

○ 対象とする二次保健医療圏及び病床数

地域医療構想調整会議等の協議結果を踏まえ、令和4年度の事前協議の対象地域は、次の二次保健医療圏及び病床数とした。

事前協議対象 二次保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C=B-A	事前協議 病床数
横 浜	23,993	23,620	▲373	373
相模原	6,545	6,462	▲83	83
計	30,538	30,082	▲456	456

4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件について

○ 病院開設等の申出受付期間について

申出受付期間は、令和4年10月5日から同年11月30日
申出資格は、病院等の開設者又は開設予定者

○ 公募条件について

各地域の公募条件は別紙のとおり。

なお、「病院等の開設等に関する指導要綱」の改正に盛り込まれた内容についても、公募条件に追加した。

5 今後のスケジュール

- 10月5日～11月30日 申出受付期間（公募）
 - 公募終了後
 - ・ R5.1～2月 配分可否の審査
（地域医療構想調整会議、保健医療計画推進会議での意見聴取）
 - ・ R5.3月 第2回医療審議会への報告
- ⇒ 知事が審査結果を決定

(参考) 病院開設を予定する者などによる事前協議の申出要件について

次の要件を満たす場合に限るものとする。

ア 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)に提出することができる場合

(ア)改修(建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修)等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

(イ)新設(移転再整備を含む)及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

(ウ)新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

(エ)前3号に関わらず、知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認められた期間

イ 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な(既存病床数が基準病床数を超える)病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認められた場合はこの限りでない。

(参考) 病院等開設等事前協議書の審査における視点

- ①関係法令に抵触していないこと
- ②神奈川県保健医療計画との整合性があること
- ③病院等の開設等の計画に確実性があること

説明は以上です。